



埼玉県報

第 2 2 6 8 号
平成 2 3 年 3 月 8 日
火 曜 日

目 次

規則

- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更告示\(みどり再生課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [馬宮土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [県道さいたま草加線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま草加線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道ときがわ坂戸線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンターで使用する電気の購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立精神医療センターで使用する電気の購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月八日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七―九二三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部		
参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、 蕨、川口、武南、朝霞、草加、上尾、鴻巣、 川越、東入間、所沢、狭山、西入間、 東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、 越谷、久喜、吉川）	一种 二種	参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、 蕨、川口、武南、朝霞、草加、上尾、鴻巣、 川越、東入間、所沢、狭山、西入間、 東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、 越谷、久喜、吉川） 警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官
	三種	

<p>市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 サイバー犯罪対策センター所長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長</p>
<p>四種</p>	

附 則	
<p> 検視調査室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長 </p>	<p> 次席 副隊長 術科教養部長 </p>
	五種

この規則は、平成二十三年三月十四日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 F・I・S・
- 三 代表者の氏名
河田 哲郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市中町一丁目三番地の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一人で住宅を借りることが困難な生活困窮者・高齢疾病者・障害者等に対し、入所施設の開設・運営及びこれらの人々に対する各種支援、地域社会貢献活動を行い、健全な社会生活のための環境を整備し、社会復帰の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳩ヶ谷協働研究所

三 代表者の氏名

藤原 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目二十一番三十三号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、鳩ヶ谷や近隣地域の事業所に対し、売り上げ向上の為の相談を受け、地域経済活性化に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、鳩ヶ谷や近隣地域のまちづくりや地域経済活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国境なき武道
- 三 代表者の氏名
大橋 辰也
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県吉川市保一丁目十二番四サンピエル二百一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、世界の人々に対し、武道普及を行い、武道の精神を通し世界平和に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百四十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十三年三月一日付で、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引き上げ等の件

三 日時

平成二十三年三月十二日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	清宮 浩	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	清宮 浩	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合行田支 部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	や支部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支 部	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩	清宮 浩
秩父生協病院	所 行田協立診療 所	熊谷生協病院	所 かすかべ診療 所	所 おおみや診療 所	所 浦和民主診療 所	所 さいわい診療 所	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療 所
一 埼玉県秩父市阿保町一 十	埼玉県行田市本丸十八 三	五十四 埼玉県熊谷市上之三 千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二 四	千百十二 埼玉県さいたま市西 区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦 和区北	二十 埼玉県川口市中青木 四一	六 埼玉県川口市仲町一 三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂 千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂 千三百

支部	共立医療会労働組合 吹上共立診療所	支部	共立医療会労働組合 北本共立診療所	合	南埼玉病院労働組合	支部	埼玉県民主医療機関 労働組合大井支部	科支部	埼玉県民主医療機関 労働組合朝霞歯科支部	協同診療所支部	埼玉県民主医療機関 労働組合上福岡協同診療所支部	め支部	埼玉県民主医療機関 労働組合さんとも支部	療所支部	埼玉県民主医療機関 労働組合所沢診療所支部	支部	埼玉県民主医療機関 労働組合西協同支部
	奥澤 栄子		奥澤 栄子		渡辺 豊		清宮 浩		清宮 浩		清宮 浩		清宮 浩		清宮 浩		清宮 浩
立診療所	医療法人共立 医療会吹上共立診療所	立診療所	医療法人共立 医療会北本共立診療所	病院	医療法人社団 俊睿会南埼玉病院	所	大井協同診療所	科	あさか虹の歯科	療所	上福岡協同診療所		老人保健施設 さんとも		所沢診療所	院	埼玉西協同病院
一十九	埼玉県鴻巣市吹上富士見三	八	埼玉県北本市中丸五 六	二	埼玉県越谷市増森二百五十	一 一 十五	埼玉県ふじみ野市ふじみ野	四 二	埼玉県朝霞市浜崎七百二十	三 七	埼玉県ふじみ野市上福岡三	七	埼玉県所沢市中富千六百十	十三 二十四	埼玉県所沢市宮本町二 二	十五	埼玉県所沢市中富千八百六

合	共立医療会労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部	西部診療所労働組	奥澤 栄子	西部診療所	医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所	七 一	埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二
---	---------------------------------	----------	----------	-------	-----------------------------------	--------	-----------------------

告 示

埼玉県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	北岡 一	埼玉県行田市大字荒木三千五百七十番地
同	野口 久作	同 越谷市七左町七丁目二百九十七番地一
同	増田 豊	同 さいたま市緑区大字間宮六百七十四番地
監事	綱島 通弘	同 同 芝原二丁目十七番地五

告示

埼玉県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	安藤 伸夫	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二百五十九番地
同	金子 保	同 同 五百六十六番地
同	都築 正武	同 同 九百七十六番地
同	野原 基好	同 同 千三百五十八番地
同	大久保 正雄	同 同 二千百七十三番地一
同	杉山 起司	同 同 土屋百五十七番地
同	星野 和夫	同 同 二百一十一番地
同	小峰 勇	同 同 二ツ宮四百一十一番地二
同	新井 敏	同 同 八百四十五番地
同	森 貞夫	同 同 佐知川千二百三十一番地二
監事	浪江 稔	同 同 西遊馬百八十七番地三
同	渋谷 繁雄	同 同 七百五十六番地
同	薮島 克己	同 同 二ツ宮八百十五番地一
同	澤田 隆	同 同 指扇九百七十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	浪江 勇	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬百七十六番地
同	金子 保	同 同 五百六十六番地
同	伊藤 寛	同 同 九百八十一番地二
同	河野 春夫	同 同 八百八十八番地
同	野原 基好	同 同 千三百五十八番地
同	金子 信一	同 同 千二百七十六番地二
同	都築 洋	同 同 土屋百五十四番地
同	星野 和夫	同 同 二百一十一番地
同	薮島 敏	同 同 二ツ宮三百七十九番地七

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

平成二十二年埼玉県告示第千五百八十五号で公示した公共測量(二級基準点復旧)は、平成二十三年二月十六日終了した旨測量計画機関の長である越谷市長高橋努から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量作業その2 二級基準点 五点、三級基準点 一点、三級基準点改測 七点、四級基準点 四十八点、四級基準点改測 十点、街区点座標変換 0・一一ヘクタール）

三 作業地域

川口市赤山地区、川口市戸塚六丁目地区

四 作業期間

平成二十二年十一月二日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関
三郷市
- 二 作業種類
公共測量（二級基準点測量 移設一点）
- 三 作業地域
三郷市高州地内
- 四 作業期間
平成二十三年二月二十四日から平成二十三年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

測量計画機関の長である上尾市長島村穰から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

上尾市大字戸崎地内

四 作業期間

平成二十三年三月一日から平成二十三年三月十八日まで

告示

埼玉県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十三年三月八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
大長沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下哀沢 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下哀沢 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中尾 1 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中尾 1 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中尾 2 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中尾 2 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芳延 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

八木沢川	上夏地川	三社川 2	三社川 1	向手川	宮向入	岩殿入	芳延 8	芳延 7	青場戸 5	青場戸 4	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。										
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

高沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
風影入	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
風影入 (支川)	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 (ハジカミ川)	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 (スル木川)	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 1	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 3	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
権現川 (岩下川)	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
上平沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
坂石橋沢	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

二
土砂災害特別警戒区域

湯久保沢 1	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
湯久保沢 2	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
長沢川2号	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

土砂災害特別警戒 区域の名称	区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
大長沢	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
下哀沢 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
下哀沢 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中尾 1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に供する。

田中 1 2	田中 1 1	芳延 4	芳延 3	芳延 2	中尾 3	青場戸 3	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>三社川 2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上夏地川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>八木沢川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高沢</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>風影入</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>風影入 (支川)</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>権現川 (ハジカミ川)</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所</p>

湯久保沢 1	坂石橋沢	上平沢	権現川 (岩下川)	権現川 3	権現川 2	権現川 (スル木川)	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	湯久保沢 2	長沢川 2号
<p>飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
	土石流	土石流
<p>飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま草加線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字伊刈字牛田九六二番九 地先から川口市柳崎二丁目一九番 四七地先まで		区 間
一一・五二 一六・八九	九・ 一・六七	敷地の幅員 (メートル)
四八一・六六		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

路線名	さいたま草加線
供用開始の区間	川口市大字伊刈字牛田九六二番九地先から川口市柳崎二丁目一九番四七地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月八日
備考	平成二十三年三月八日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号で区域変更

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

路 線 名	ときがわ坂戸線
供用開始の区間	比企郡鳩山町大字赤沼字峯二四〇 ○番地先から同郡同町大字赤沼字 四反田二四三九番四地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月八日
備 考	平成二十一年六月二十六 日埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第六八号で 告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長四一・八九メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年三月二日

指令熊建セ第〇八二二〇〇〇一号

二 検査済証番号

平成二十三年三月四日

熊建セ第二百七十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字貉久保五千五百三十六番 外十六筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県八潮市大字二丁目四百七十六番地

日本フレッシュフーズ株式会社 代表取締役社長 河野俊郎

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気

予定使用電力量 10,484,080 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局管理部管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

3 契約の相手方を決定した日

平成 23 年 1 月 7 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

ダイヤモンドパワー株式会社

東京都中央区日本橋本石町 3 丁目 2 番 3 号

5 落札金額

168,413,859 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成 22 年 11 月 26 日

告 示

埼玉県病院事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気

予定使用電力量 2,618,000 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立精神医療センター事務局管理業務部管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 契約の相手方を決定した日

平成 23 年 1 月 7 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

ダイヤモンドパワー株式会社

東京都中央区日本橋本石町 3 丁目 2 番 3 号

5 落札金額

43,008,672 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成 22 年 11 月 26 日